

| 航空自衛隊仕様書 | | |
|----------------|-------------------------------------|-----------------|
| 仕様書の種類 | 内容による分類 | 役務仕様書 |
| | 性質による分類 | 個別仕様書 |
| 物品番号 | 4920-426-8452-5 | 仕様書番号 |
| 品名 又は 件名 | TEST SET, AIRCRAFT ENGINE 国外点検修理 | 4補LPS-B490109-2 |
| | | 作成 平成27年 3月12日 |
| | | 改正 平成29年 9月29日 |
| | | 令和 5年 5月31日 |
| | | 作成部隊等名 第4補給処 |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊が保有するTEST SET, AIRCRAFT ENGINE (型式UT1339-2) の国外点検修理について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書によるほか、次による。

国外製造会社等

当該装備品の製造会社(Rolls-Royce Plc)及び製造会社から修理及び校正について認定された修理会社

1.2.1 点検修理

オーバーホール及び定期修理が規定されていない装備品等について、基地整備の範囲の作業により安全かつ効率的に運用し得る品質を維持することを目的として、補給処整備として実施する分解、検査、修理及び交換等の作業のうち、診断の結果に基づき装備品等の部位、部品等の交換、加工、組立、調整等の整備作業を実施して本来の機能に復するための一連の作業

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

| | |
|-----|----------------------------------|
| 品 名 | TEST SET, AIRCRAFT ENGINE 国外点検修理 |
|-----|----------------------------------|

a) 仕様書

4補LPS-00001 外注整備共通仕様書

b) 技術指令書

J. T. O. 33D4-6-1044-1 部品表付操作及び整備指令

DESCRIPTION, OPERATING AND MAINTENANCE INSTRUCTIONS

TAY/SPEY TEST SET

(Speed, Angle and Temperature) (Rolls-Royce Plc)

2 要求事項

2.1 一般

一般的な事項は、4補LPS-00001 の2.1による。

2.2 修理対象品

修理対象品の一連番号 (Ser No.) は、調達要領指定書に示す。

2.3 整備作業の種類

整備作業の種類は、点検修理とする。

2.4 整備作業の工程

整備作業の工程は、次によるものとし、受入点検、納入前点検及び整備作業等の表示は契約の相手方が実施し、診断、修理作業及び調整・試験は国外製造会社等が実施する。

- a) 受入点検
- b) 診断
- c) 修理作業
- d) 調整・試験
- e) 納入前点検
- f) 整備作業等の表示

2.5 整備作業の実施要領

整備作業の実施要領は、J.T.O.33D4-6-1044-1 によるほか、次による。また、校正を含め実施し、作業標準は適用しない。

2.5.1 受入点検

受入点検は、4補LPS-00001 の2.3.1による。

2.5.2 診断

診断は、4補LPS-00001 の2.3.2による。

| | |
|-----|----------------------------------|
| 品 名 | TEST SET, AIRCRAFT ENGINE 国外点検修理 |
|-----|----------------------------------|

2.5.3 修理作業

修理作業は、4補LPS-00001 の2.3.3 による。

2.5.4 調整・試験

調整・試験、4補LPS-00001 の2.3.4 による。

2.5.5 納入前点検

契約の相手方は、国外製造会社等から受領した修理対象品を開梱し、納入前点検を次により実施する。

- a) 物品番号 (S/N) , 部品番号 (P/N) , 品名, 数量及び一連番号 (Ser No.) を確認するとともに、輸送取扱不良による破損及び外観の異状の有無を目視点検によって点検する。
- b) 要修理品等に“品質を保証する証明書”（様式任意）及び“校正成績書”（様式任意）が添付されていることを確認する。

2.5.6 整備作業等の表示

整備作業等の表示は、4補LPS-00001 の2.3.5 a) による。

2.6 作業の中止

作業の中止は、4補LPS-00001 の2.5 によるほか、当該装備品が校正不能と判断した場合は、作業を中止し、監督官を通じて分任支出負担行為担当官の指示を受けなければならない。

2.7 追加作業

追加作業は、4補LPS-00001 の2.6 による

3 整備用部品・材料

整備用部品・材料は、4補LPS-00001 の3 に従い、国外製造会社等が準備する。

4 監督・検査

監督・検査は、4補LPS-00001 の4.2 による。ただし、国外製造会社等が実施した作業の監督については“品質を保証する証明書”及び“校正成績書”的確認による。

5 出荷条件

包装は、商慣習とする。

6 その他の指示

6.1 書類の作成及び添付

契約の相手方は、国外製造会社等に“品質を保証する証明書”（様式任意）及び“校正成績書”（様式任意）を1部作成させ、装備品に添付させる。

| | |
|-----|----------------------------------|
| 品 名 | TEST SET, AIRCRAFT ENGINE 国外点検修理 |
|-----|----------------------------------|

6.2 記録等の提示

契約の相手方は、要修理品等について検査及び試験等を完了した場合は、要修理品等の検査及び試験等の記録並びに4補LPS-00001 の2.7.1 及び2.7.2 の整備作業等の記録を監督官に提示しなければならない。

6.3 記録等の保管

契約の相手方は、6.2 で示す記録を契約が完了した会計年度の翌年の4月1日から起算して5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならぬ。ただし、4補LPS-00001 の2.7.2 の記録は、除く。

6.4 安全管理

安全管理は、4補LPS-00001 の11 による。

6.5 輸出入通関等諸手続

国外の修理役務に必要な輸出入通関等諸手続は、関連法令等の定めるところに従い、契約の相手方が行う。

6.6 その他必要な事項

その他必要な事項は、4補LPS-00001 の5 承認、6 報告、8.1 整備に係る官給品等、10契約の相手方の技術提供及び13仕様書の疑義による。